様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かわぐちのぼるけんせつ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社川口登建設  （ふりがな）かわぐち　ゆうじ  （法人の場合）代表者の氏名 川口　裕二  住所　〒869-3172  熊本県 宇土市 上網田町６６１番地の１  法人番号　6330001012988  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX計画 | | 公表日 | ①　2025年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ  　https://knk-kawaguchi.co.jp/upfile/files/dx2025.pdf  　０２ＤＸビジョン　０３ＤＸ戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　（企業経営の方向性）ＤＸビジョン  現場主導のDXで効率と安全を両立し、未来の街づくりを支える  （情報処理技術の活用の方向性）戦略  戦略① 現場作業のＤＸ  • ドローン測量の実施：レーザーが地表や障害物に反射する時間を計測することで、高精度な3D点群データを生成  • ＩＣＴ建機の充実：GPSやセンサーを搭載し、自動制御やリアルタイムでのデータ共有が可能で、施工計画に基づいた正確な作業を実現  • タブレット活用：タブレットを使用することで、施工図面や計画書、写真などのデータをリアルタイムで確認・更新でき、ペーパーレス化を実現  戦略② 安全管理のＤＸ  • 安全確保への取組み：監視カメラやセンサーは、現場状況をリアルタイムでモニタリングし、危険を早期に察知して事故を防止  • 万全な車輛管理：ドライブレコーダーは走行中の映像や音声を記録し、事故の原因究明やトラブル対応に役立つほか、運転状況の分析による安全運転指  導にも活用  • 過積載防止の徹底：車両の積載量をリアルタイムで測定・管理し、過積載を未然に防ぐことで、車両の故障や事故のリスクを減らし、運送業務の安全性を向上 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　川口登建設取締役会の承認を得た内容です |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX計画 | | 公表日 | ①　2025年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ  　https://knk-kawaguchi.co.jp/upfile/files/dx2025.pdf  　０３ ＤＸ戦略  ０３ ＤＸ戦略～現場作業のＤＸ～  ０３ ＤＸ戦略～安全管理のＤＸ～ | | 記載内容抜粋 | ①　現場作業のＤＸ  ・ドローン測量の実施  レーザーが地表や障害物に反射する時間を計測することで、高精度な3D点群データを生成。これにより、広範囲の地形測量が効率的に行え、複雑な環境でも活用可能。土木、災害対策、建設業など多様な分野で活用。  ・ＩＣＴ建機の充実  GPSやセンサーを搭載し、自動制御やリアルタイムでのデータ共有が可能で、施工計画に基づいた正確な作業を実現。複数台の所有により、各現場や複数工程での同時作業が可能となり、工期短縮やコスト削減に寄与。  ・タブレット活用  タブレットを使用することで、施工図面や計画書、写真などのデータをリアルタイムで確認・更新でき、ペーパーレス化を実現。また、クラウドを通じてオフィスと現場の連携が円滑化し、コミュニケーションの効率が向上  安全管理のＤＸ  ・安全確保への取組み  監視カメラやセンサーは、現場の状況をリアルタイムでモニタリングし、危険を早期に察知して事故を防止。重機の小型化により、狭小現場での作業を安全に実施。また、熱中症対策として温度センサーなどを活用し、作業員の健康管理を強化。  ・万全な車輛管理  ドライブレコーダーは走行中の映像や音声を記録し、事故の原因究明やトラブル対応に役立つほか、運転状況の分析による安全運転指導にも活用。また、リアルタイムでの運行状況の監視や、運転データの蓄積による業務改善が可能となり、社員の安全確保と業務の効率化に貢献。  ・過積載防止の徹底  車両の積載量をリアルタイムで測定・管理し、過積載を未然に防ぐことで、車両の故障や事故のリスクを減らし、運送業務の安全性を向上。また、適正な運行管理により燃費の改善や環境負荷軽減にも寄与し、効率的かつ持続可能な事業運営を実現。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　川口登建設取締役会の承認を得た内容です |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX計画  　０４ ＤＸ推進体制　　０５人材・ＩＴ環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　代表取締役が委員長を兼務し、各部責任者を指名し、各部署の関係者が協力してDX推進に取り組みます。  委員長：代表取締役社長  構成員：各部責任者２名  開催 ：月１回  連携 ：ＩＴベンダー・建機メーカー・金融機関  人材育成・確保に関する事項  ＩＴ人材の育成  ・ＩＣＴ施工関連技術の習得  ・社内人材のリスキリング  外部企業との連携  ・外部企業との連携、協働によるノウハウの取得  ・外部企業との定期的な情報交換の実施 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX計画  　０５ 人材・ＩＴ環境整備,０３ ＤＸ戦略～現場作業のＤＸ～,０３ ＤＸ戦略～安全管理のＤＸ～ | | 記載内容抜粋 | ①　０３ ＤＸ戦略～現場作業のＤＸ～  ドローン測量の実施 : 高精度な3D点群データを生成。  ICT建機の充実 : 自動制御やリアルタイムでのデータ共有,複数台  タブレット活用 : クラウドを通じてオフィスと現場の連携  ０３ ＤＸ戦略～安全管理のＤＸ～  万全な車両管理 : ドライブレコーダーによる運転状況の分析,運行状況の監視  ＩＴ環境整備の施策  クラウド活用  ・社内システムのクラウド移行に向けた準備  ・紙帳票の更なるデジタル化  セキュリティ対策  ・端末のセキュリティ強化  ・ネットワーク監視の強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX計画 | | 公表日 | ①　2025年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ  　https://knk-kawaguchi.co.jp/upfile/files/dx2025.pdf  　０６ 指標 | | 記載内容抜粋 | ①　建設現場のＤＸ  • 公共工事のＩＣＴ施工100％実施  • ＣＰＤＳセミナー受講２回/年  • ＩＣＴ施工技術者育成２名  安全管理のＤＸ  • ヒヤリハットの削減  • 年間事故ゼロ  • 交通法令違反ゼロ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月21日 | | 発信方法 | ①　DX計画  　ホームページ  　https://knk-kawaguchi.co.jp/upfile/files/dx2025.pdf  　０１ 代表メッセージ | | 発信内容 | ①　皆さま、平素より当社の事業活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  建設業界は今、大きな転換期を迎えています。人材不足や技術者の高齢化、若手の入職者減少といった課題が深刻化する一方で、労働生産性の低迷やインフラの老朽化、災害対応の需要増加など、多岐にわたる問題に直面しています。また、業務プロセスのデジタル化が進まず、持続可能な社会への貢献が求められる中、環境負荷低減や脱炭素社会の実現も急務となっています。  このような状況において、当社が持続的に成長し、社会に貢献していくためには、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が必要不可欠です。DXの導入により、品質向上と生産性の向上を図るだけでなく、現場の安全性や効率性を高め、業務の属人化を解消することができます。また、働きやすい職場環境を整えることで、次世代を担う人材が安心して活躍できる基盤を築いてまいります。  私たちはこれからも変化を恐れず、時代のニーズに応える企業として挑戦を続けてまいります。社員一丸となり、地域社会やお客様に信頼される企業を目指して邁進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。  代表取締役社長 川口 裕二 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。